

SHIZUOKA

排出事業者のための 廃棄物処理法



静 岡 県

Shizuoka
Prefecture

【目 次】

1 循環型社会の構築を目指して 1

2 排出事業者の責任とは 2

排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

排出事業者は、再生利用による廃棄物の減量化などに努めなければなりません。

排出事業者は、廃棄物の減量化や適正処理のために講じられる国や地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

排出事業者の責務は、廃棄物が最終処分されるまで続きます。

不法投棄の責任が、排出事業者にまで及ぶ場合があります。

多量排出事業者は、減量計画を作成しなければなりません。

このほか、排出事業者には、責任者の選任や各種の報告等が義務付けられています。

3 排出事業者がしなければならないこと 6

廃棄物を排出するときは…

- ・保管基準 8
- ・事業場外保管 9
- ・特別管理産業廃棄物管理責任者 9
- ・特別管理産業廃棄物排出事業場の帳簿 10
- ・産業廃棄物管理責任者 11

廃棄物を自ら収集運搬するときは…

- ・収集運搬基準 12

廃棄物を自ら処分するときは…

- ・処分基準 15
- ・産業廃棄物処理責任者と技術管理者 17
- ・定期検査と維持管理情報の公開 18
- ・産業廃棄物処理実績報告書 19
- ・産業廃棄物処理施設設置事業場の帳簿 19
- ・事故時の措置 19
- ・最終処分場の維持管理積立金 19

廃棄物の処理を委託するときは…

- ・委託基準 20
- ・委託先の実施確認 22
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト） 23

マニフェストを交付した時は…報告

- ・マニフェスト交付状況報告 27

多量の廃棄物を排出しているときは…計画

- ・廃棄物処理計画 28

法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(昭和45年法律第137号)

令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
(昭和46年政令第300号)

規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
(昭和46年厚生省令第35号)

細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則
(平成4年県規則第63号)

条例

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例
(平成19年県条例第32号)

条例施行規則

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則
(平成19年県規則第48号)

*法令等は平成27年4月1日現在のものです。

*細則・条例・条例施行規則は県のホームページ(<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-040/index.htm>)からダウンロードできます。

このパンフレットは、静岡県内に事業場を有する排出事業者の皆さんに向けたパンフレットです。

なお、静岡市内又は浜松市内の事業場から排出される産業廃棄物については、それぞれ静岡市又は浜松市の指導に従ってください。

HAIKIBUTU

1

循環型社会の構築を目指して

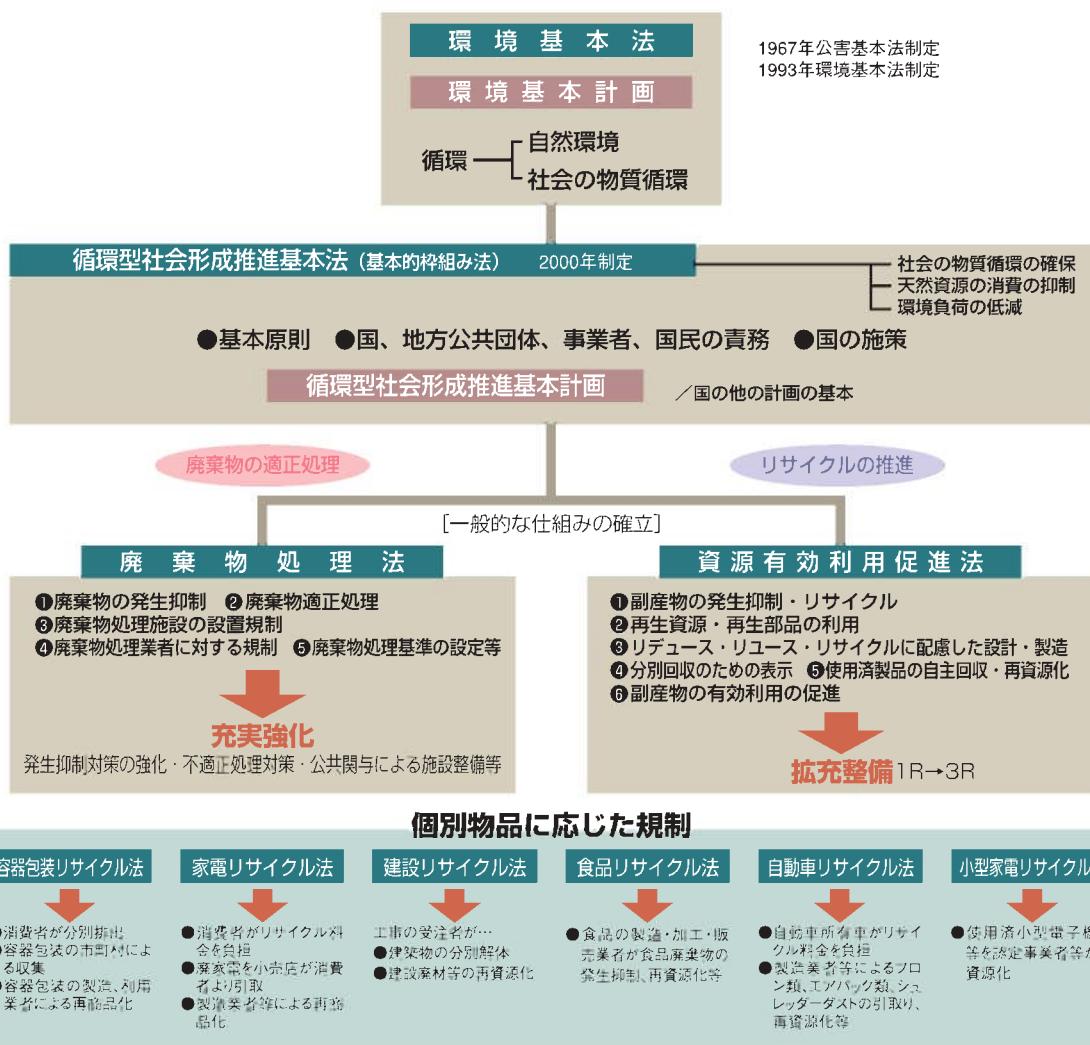


我が国においては、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会、いわゆる循環型社会の構築が大きな課題となっています。他方、不法投棄の増加や最終処分場の逼迫など深刻化した廃棄物問題があります。

このため国は、**①廃棄物の発生を抑制し、②限りある資源を循環して利用し、③発生した廃棄物については適正な処分が確保される循環型社会を目指して**、循環型社会形成推進基本法の制定など、廃棄物及びリサイクルに関する法体系を整備しました。

循環型社会形成推進基本法は、排出者責任、拡大生産者責任の考え方を導入し、また、
**①発生抑制（リデュース）
②再使用（リユース）
③再生利用（マテリアル・リサイクル）
④熱回収（サーマル・リサイクル）
⑤適正処分**
という処理の優先順位を定めています。

〈循環型社会形成推進のための法体系〉



2

排出事業者の責任とは

- ①排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

〈法第3条第1項〉

排出事業者は、自らの事業活動に伴って発生する廃棄物の処理に関し、発生状況や性状等を最も的確に把握できる立場にあります。したがって、事業活動に伴って発生する廃棄物を、法に定める**保管基準**（8頁参照）や**処理基準**（12～17頁参照）に従い、自らの責任において適正に処理しなければなりません。

運搬又は処分を他人に委託することができますが、この場合には、産業廃棄物処理業者などの産業廃棄物の処理を行うことができる者に対し、**委託基準**（20・21頁参照）に従って委託しなければなりません。

- ②排出事業者は、再生利用による廃棄物の減量化などに努めなければなりません。

〈法第3条第2項〉

排出事業者は、産業廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発や適正な処理の方法についての情報を提供するなどして、それらが廃棄物となった場合でも、適正な処理が困難になることのないようにしなければなりません。

- ③排出事業者は、廃棄物の減量化や適正処理のために講じられる国や地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

〈法第3条第3項〉

国は、廃棄物の排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量化や適正処理のための総合的かつ計画的な推進のため「基本方針」を定めることとされています。

都道府県では、この基本方針に即して、都道府県内における廃棄物の適正処理に関する「廃棄物処理計画」を策定することとされています。

排出事業者は、この基本方針や都道府県廃棄物処理計画に基づく施策に協力しなければなりません。





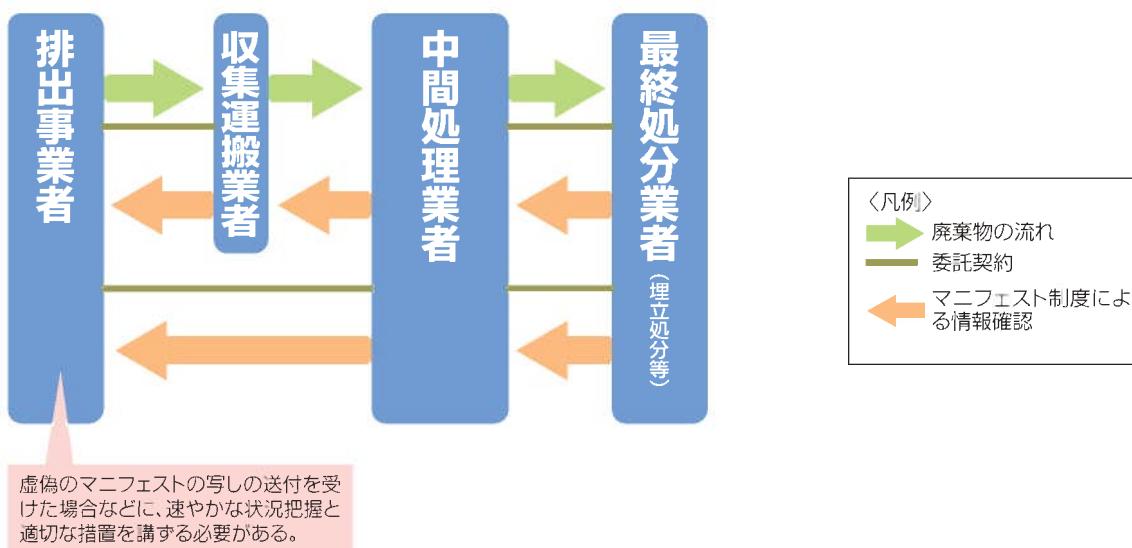
①排出事業者の責務は、廃棄物が最終処分されるまで続きます。

〈法第12条第7項・第12条の2第7項・第12条の3第8項〉

産業廃棄物の運搬や処分を委託した排出事業者は、**産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度**（23～27頁参照）などにより、適正に最終処分されたことを確認しなければなりません（中間処理業者には、排出事業者に対し、最終処分が終了した旨を記載したマニフェストの写しを送付することが義務付けられています。）。

送付を受けたマニフェストの写しの内容が間違っていたり、記載されていなかったり、産業廃棄物処理業者から処理困難の通知を受けたとき、期限までにマニフェストの写しが送付されなかつた場合には、運搬又は処分の状況を把握するとともにその処理業者への指示や催促、都道府県知事への報告書の提出など、適切な措置を講じなければなりません。

以上の義務を果たしていないときは、必要な措置を講じるよう勧告が行われ、勧告に従わない場合には、公表さらには措置を講じるよう命令が行われることがあります。



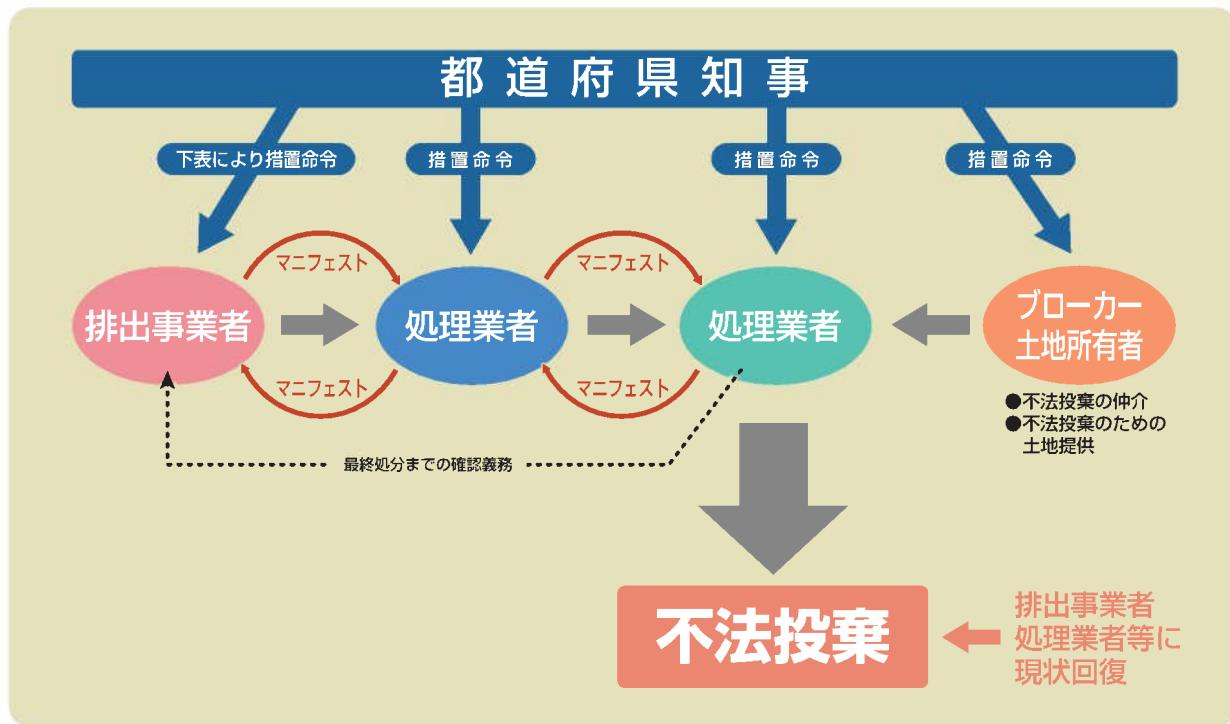
②不法投棄の責任が、排出事業者にまで及ぶ場合があります。

〈法第19条の5・第19条の6〉

委託基準又はマニフェストに関する義務に違反し、不法投棄があったときは、排出事業者も**措置命令**の対象になります。

また、委託契約やマニフェスト交付等が適正であっても、適正な処理費用を負担していないときや不法投棄を知りつつ委託したときなどには、排出事業者が措置命令の対象になることがあります。

措置命令：不法投棄などの不適正処理により、生活環境に支障が生じたり、そのおそれがある場合は、その支障の除去あるいは支障発生の防止措置を都道府県知事が命令すること。



〈排出事業者への措置命令と主な罰則〉

義務違反など	内 容	措置命令	罰 则
委託基準違反	廃棄物の収集や処分を産業廃棄物処理業者でない者に委託すること	対 象	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科
	委託契約などが不適正であること		3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこの併科
マニフェスト交付義務違反 (不交付)	廃棄物の収集や処分を委託したのに、マニフェストを交付しないこと	対 象	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
マニフェスト記載義務違反	運搬や処分を委託した廃棄物について、必要な内容をマニフェストに記載しないこと	対 象	
マニフェスト虚偽記載	運搬や処分を委託した廃棄物について、虚偽の内容をマニフェストに記載すること	対 象	
マニフェスト保存義務違反	マニフェストの写しを5年間保存しないこと	対 象	
マニフェスト確認義務違反	マニフェストの写しの送付を受けなかった場合などに適切な措置を講じないこと	対 象	(措置命令に従わない場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科)
不法投棄を知りつつ委託	(不法投棄を行った者に資力がない場合など) に限る。	対 象	
著しく安価で委託		対 象	
その他責めに帰する事由有		対 象	

(注) 法人の代表者や従業員などが上記の違反をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人に対しても罰金刑が科されます。

(注) 排出事業者自らが不法投棄や処理基準等によらない廃棄物の焼却等を行った場合は、当然、当該排出事業者が罰則対象になります。



⑥多量排出事業者は、減量計画を作成しなければなりません。

〈法第12条第9項・10項・第12条の2第10項・11項〉

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000t/年以上（特別管理産業廃棄物の場合は50t/年以上）の事業者は、廃棄物の減量などに関する計画を策定し、その実施状況を都道府県知事に報告しなければなりません。（28頁参照）

また、計画を提出しなかったり、虚偽の記載をして提出した者は、20万円以下の過料に処されることがあります。

⑦建設工事に伴い生ずる廃棄物については、当該建設工事の注文者から直接工事を請け負った建設業を営む者が、排出事業者となります。

〈法第21条の3第1項〉

土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）が数次の請負によって行われる場合にあっては、元請業者が当該工事に係る産業廃棄物の排出事業者として、適正に処理する責任が生じます。

また、下請業者に収集運搬等を委託する場合、下請業者は収集運搬等の許可が必要となります。

⑧このほか、排出事業者には、責任者の選任や各種の報告等が義務付けられています。

〈法第12条各項・第12条の2各項〉

〈条例8～10条〉

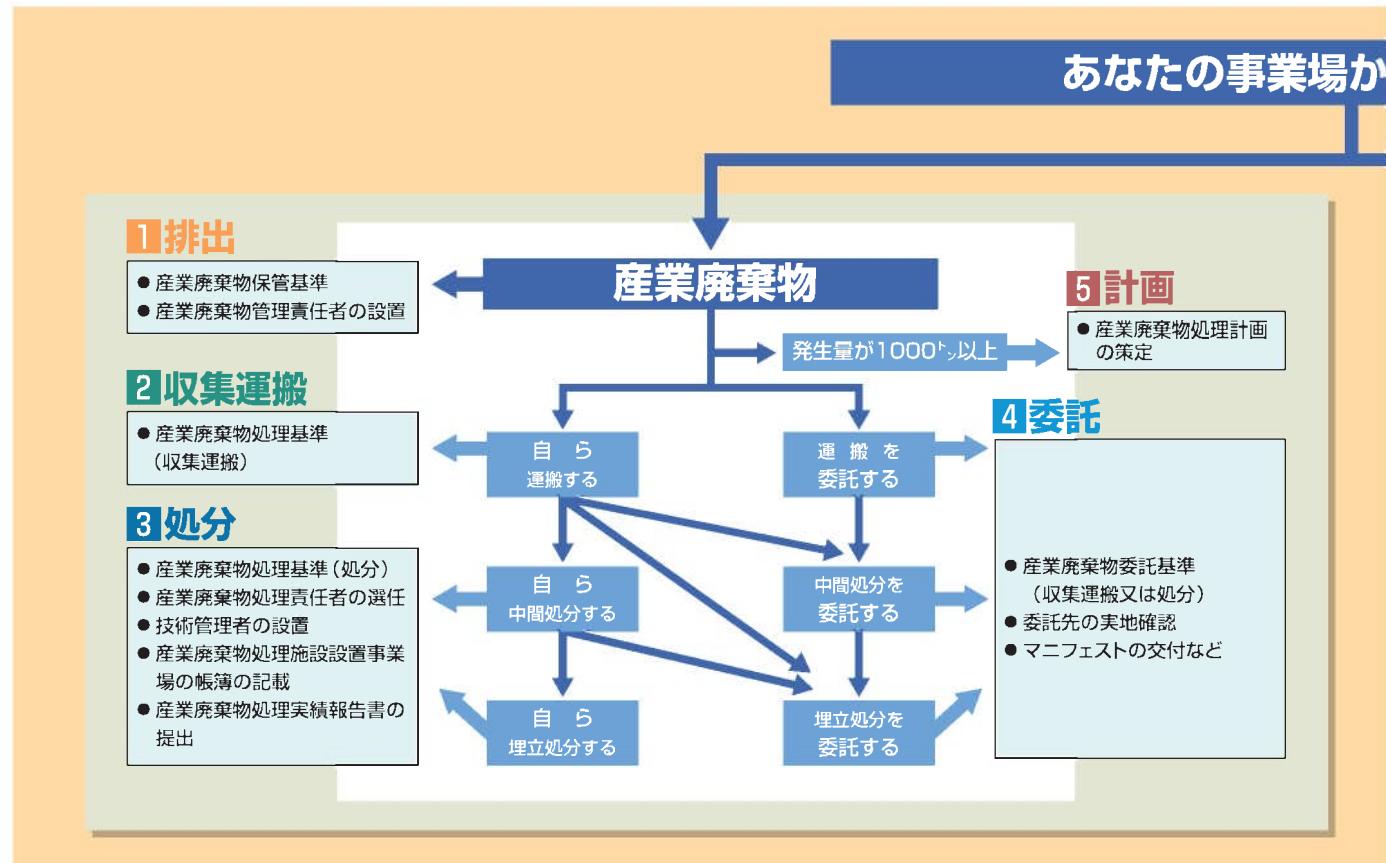
1. 特別管理産業廃棄物管理責任者 (9頁参照)
2. 特別管理産業廃棄物排出事業場の帳簿記載 (10頁参照)
3. 産業廃棄物管理責任者 (11頁参照)
4. 産業廃棄物処理責任者 (17頁参照)
5. 技術管理者 (17頁参照)
6. 産業廃棄物処理実績報告書 (19頁参照)
7. 産業廃棄物処理施設設置事業場の帳簿記載 (19頁参照)
8. 産業廃棄物処理の委託先の実施確認 (22頁参照)
9. マニフェスト交付状況の報告 (27頁参照)



3

排出事業者がしなければならないこと

あなたの事業場か



産業廃棄物

事業活動に伴って発生する産業廃棄物は、廃棄物処理法において次の20種類と定められています

燃え殻	焼却残灰、炉消掃時の掃出物、重油燃料灰等
汚泥	製紙汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、樹かす等有機性のもの、中和洗廻汚泥、メッキ汚泥、ポンデかす、灰ソルト、けい漢土かす、排煙脱硫行こう、廃白土等無機性のもの
廃油	鉱物性及び動・植物性の廃油、廃潤滑油、廃切削油、廃圧延油、廃溶剤（シンナー、トリクロロエチレン等）、廃ウエス等
廃酸	腐食酸、廃塩酸、アルコール醸酢廃液、各種有機腐酸等すべての酸性廃液
廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん廃液、脱脂廃液等すべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ等の合成高分子化合物の固形及び液状のすべての廃プラスチック類
紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から排出される紙くず
木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、木材又は木製品（家具を含む）製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品販賣業から排出される木くず（おがくず、木皮を含む）、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係る木くず
繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、織物工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）から排出されるものの（木綿くず、半毛くず等の天然繊維くず）
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から排出されるもの（魚、獣のあら、羽毛、果実の皮、種子、防腐体等）
動物系固形不要物	と畜場において処分した臓器、食鳥処理場において処理した食鳥
ゴムくず	天然ゴムのくず
金属くず	切削くず、ダイカスト、はんだかす、溶接かす、古銭スクラップ等
ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	ガラスくず、ガラス繊維くず、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、耐火レンガくず、陶磁器くず等
鉛さい	キューポラノロ、アルミノロ、鉛物焼成等
がれき類	コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、アスファルトくず等工作物の新築、改築又は除去に伴って生じる不要物
動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとり等のふん尿
動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとり等の死体
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばいじん発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設において発生するばいじんで集じん施設によって集められたもの、電気集じん機等により捕集されたばいじん等
13号廃棄物	上記に掲げる産業廃棄物を処分するため処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固化化物等）



ら排出されるのは…

1 排出

- 特別管理産業廃棄物保管基準
- 特別管理産業廃棄物管理責任者の選任
- 特別管理産業廃棄物排出事業場の帳簿の記載

2 収集運搬

- 特別管理産業廃棄物処理基準(収集運搬)

3 処分

- 特別管理産業廃棄物処理基準(処分)
- 産業廃棄物処理責任者の選任
- 技術管理者の設置
- 産業廃棄物処理施設設置事業場の帳簿の記載
- 産業廃棄物処理実績報告書の提出

特別管理産業廃棄物

発生量が50t以上

5 計画

- 特別管理産業廃棄物処理計画の策定

4 委託

- 特別管理産業廃棄物委託基準(収集運搬又は処分)
- 委託先の実地確認
- マニフェストの交付など

特別管理産業廃棄物

人々の健康や生活環境に害を与えるおそれのある爆発性、毒性、感染性等のある産業廃棄物は特別管理産業廃棄物とされています。

引火性廃油	揮発油類、灯油類、軽油類であって引火点が70°C未満のもの
腐食性廃酸	腐酸であってpH2.0以下のもの
腐食性廃アルカリ	廃アルカリであってpH12.5以上のもの
感染性産業廃棄物	医療関係機関等から排出される血液、使用済みの注射針等の感染性病原体が含まれ、苦しくは付着している医薬品又はこれらのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	
廃PCB等	廃PCB及びPCBを含んだ塗油
PCB汚染物	PCBが塗布又は染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず・繊維くず・汚泥、PCBが付着又は封入された廃プラスチック類・金属くず、PCBが付着した陶磁器くず
PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
指定下水汚泥	環境省令で定める基準に適合しない下水道法施行令の規定により指定された汚泥及びこれを処分するために処理したもの
廃石綿等	建築物等から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材及び、その除去工事から排出されるプラスチックシート等、大気汚染防止法の特定ばいじん発生施設を有する事業場の棊じん施設で集められた飛散性の石綿等
有害産業廃棄物	環境省令で定める基準に適合しない燃え殻、鉛さら、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油及びこれを処分するために処理したもの

※有害産業廃棄物は、公的機関又は計量法の登録を受けた環境計量証明事業所で、年1回は検査をしましょう。

※建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者に処理責任が一元化されています。

3

排出

1 廃棄物を排出するときは…

排出事業者は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が運搬されるまでの間、生活環境上支障のないように次の基準に従って保管しなければなりません。

〈法第12条第2項・第12条の2第2項〉

●産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）保管基準は次のとおりです。（規則第8条・第8条の13）

(1) 保管場所の周囲には囲いを設け、見やすい箇所に掲示板（60×60cm以上）を設置しなければなりません。

掲示板には、次の事項を記入しなければなりません。

- ①産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管場所である旨
- ②保管する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類（「石綿含有産業廃棄物」が含まれる場合は、その旨を含む。）
- ③保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ④容器を用いずに屋外で保管する場合は積み上げられた高さのうち最高のもの

(2) 保管場所から産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散、流出、地下浸透及び悪臭の発生しないように必要な措置を講じなければなりません。

- 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- 屋外において産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を容器を用いずに保管する場合には、積上げられた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の高さが環境省令（規則第8条第2号ロ・規則第8条の13第2号ロ）で定める高さを超えないこと。
- 石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずるとともに、覆いや梱包等により石綿含有産業廃棄物の飛散防止措置を講ずること。

(3) 保管場所は、ねずみや害虫が発生しないようにしなければなりません。

特別管理産業廃棄物の場合には、さらに次の基準に従わなければなりません。

(4) 保管場所は、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けるなど必要な措置を講じなければなりません（ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合で、これら以外が混入するおそれのない場合を除きます。）。

※石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。）です。



(5) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次の措置を講じなければなりません。

- 引火性廃油、PCB汚染物、PCB処理物は、容器に入れて密閉するなど揮発防止に必要な措置及びこれらが高温にさらされないために必要な措置
- 腐食性廃酸、腐食性廃アルカリは、容器に入れ密閉するなど腐食防止に必要な措置
- PCB汚染物、PCB処理物は、腐食防止に必要な措置
- 特別管理産業廃棄物である廃石綿等は、梱包するなど飛散防止に必要な措置
- 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れて密閉するなど腐敗防止に必要な措置

排出事業者は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を生ずる事業場の外において、自ら産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管を行おうとするときは、あらかじめ届け出なければなりません。

〈法第12条第3項、法第12条の2第3項〉

●届出が必要な産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）及び保管は次のとおりです。

（規則第8条の2、第8条の2の2、第8条の13の2、第8条の13の3）

◆産業廃棄物

建設工事（法第21条の3第1項に規定されるもの）に伴い生ずる産業廃棄物

◆保管

当該保管の用に供される場所の面積が300平方メートル以上である場所で行われる保管で次の場所を除く。

- 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業の許可に係る事業の用に供される施設において行われる保管
- 産業廃棄物処理施設において行われる保管
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定による届出に関するポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

特別管理産業廃棄物を排出する事業場の設置者は、その処理に関する業務を適切に行わせるため、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。

特別管理産業廃棄物管理責任者を置き又は変更したときなどには、その旨を報告しなければなりません。

〈法12条の2第8項・第9項、細則第20条〉

●特別管理産業廃棄物管理責任者の資格は次のとおりです。（規則第8条の17）

◆感染性産業廃棄物を生ずる事業場の特別管理産業廃棄物管理責任者

医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士

2年以上、法第20条の規定する環境衛生指導員の職にあった者

大学、高等専門学校等において医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学の課程を履修して卒業した者、又はこれらと同等以上の知識を有すると認められる者

3

排出

◆上記以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の特別管理産業廃棄物管理責任者

2年以上、法第20条の規定する環境衛生指導員の職にあった者					
大学の 課程において	理学、薬学、工学、農学の 課程において	衛生工学、化学工学に関する科目を履修し卒業した後	2年 以上	廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	
	理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において	上記以外の科目を履修して卒業した後	3年 以上		
短期大学、高等専門学校等の 課程において	理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において	衛生工学、化学工学に関する科目を履修し卒業した後	4年 以上	廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	
		上記以外の科目を履修して卒業した後	5年 以上		
高等学校等 において	土木科、化学科又はこれらに相当する学科を履修して卒業した後		6年 以上	廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	
	理学、工学、農学又はこれらに相当する科目を履修して卒業した後		7年 以上		
10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者					
これらと同等以上の知識を有すると認められる者					

*公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習を修了していれば、「同等以上の知識を有する者」と認めています。(経歴の要件を満たしている場合でも、この講習を修了することが望ましい。)

●特別管理産業廃棄物管理責任者の報告は次のとおりです。（細則第20条）

特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き（事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。）、又は変更した日から30日以内に特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）報告書（細則様式第22号）を、事業所が所在する地域を管轄する健康福祉センターに提出しなければなりません。

また、特別管理産業廃棄物管理責任者を置くことを要しなくなった事業者は、速やかに、特別管理産業廃棄物管理責任者廃止報告書（細則様式第23号）を提出しなければなりません。

★PCB廃棄物を保管している場合は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。PCB廃棄物特措法という。）に基づく届出が必要です。

特別管理産業廃棄物を排出する事業場の事業者は、帳簿を備え、これを5年間保存しなければなりません。

〈法第12条の2第14項〉

●特別管理産業廃棄物排出事業場の帳簿の記載事項等は次のとおりです。（規則第8条の18）

- (1) 帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに前月中の事項の記載を終了していなければなりません。
- (2) 帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければなりません。
- (3) 帳簿には特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の事項を記載しなければなりません。



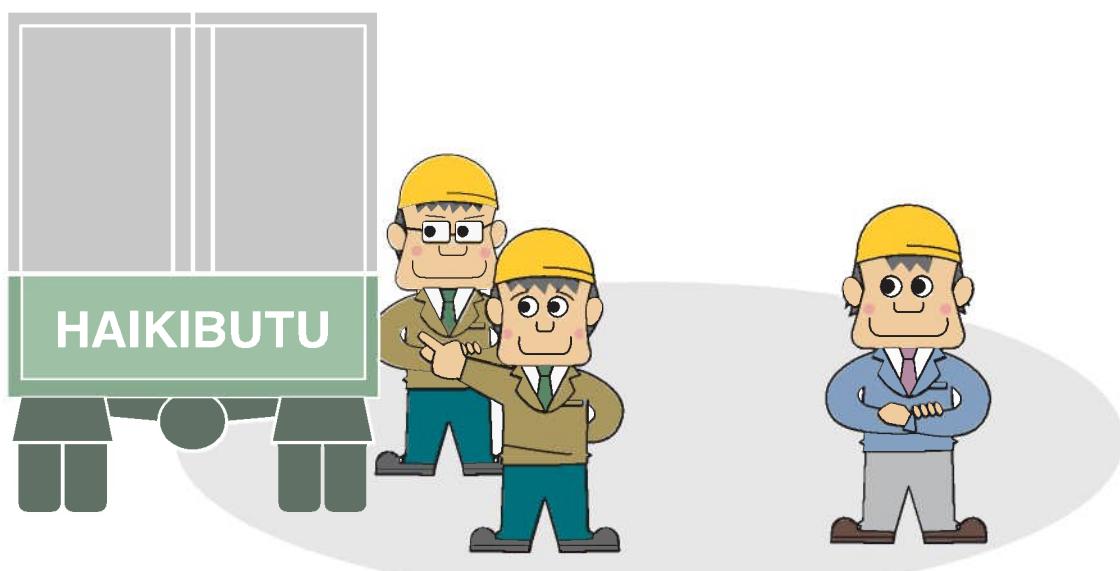
運搬	1 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	1 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

産業廃棄物を排出する事業場の設置者は、事業場における産業廃棄物の適正な処理を確保するため、その事業場ごとに「産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。

〈条例第8条〉

●産業廃棄物管理責任者には資格要件はありません。ただし、その任務を遂行するため、産業廃棄物の処理についてある程度の知識があり、その事務についての権限を有している者であることが必要となります。

●産業廃棄物管理責任者を県に届け出る必要はありません。



3

②廃棄物を自ら**収集運搬**するときは…

排出事業者は、自ら産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を収集運搬する場合は、次の基準に従わなければなりません。

〈法第12条第1項・第12条の2第1項〉

●産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集運搬の基準は次のとおりです。

（令第6条第1項第1号・第6条の5第1項第1号）

収集運搬

- (1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散、流出しないようにし、収集運搬に伴う悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じなければなりません。
- (2) 収集運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講じなければなりません。
- (3) 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれのないものでなければなりません（ただし、運搬用パイプラインは、原則として、特別管理産業廃棄物の収集運搬に使うことはできません。）。
- (4) 船舶を用いて収集運搬を行う場合には、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集運搬のための船舶である旨及び事業者の氏名又は名称をその船体の両側に見やすいように表示し、当該事業者の事業の用に供する船舶であることを証する書面を備え付けておかなければなりません。
- (5) 収集運搬を行う運搬車の車体の両側面に産業廃棄物を運搬する車両である旨及び事業者の氏名又は名称を表示し、運搬車であることを証する書面を備え付けておかなければなりません。
- (6) 石綿含有産業廃棄物の収集運搬を行う場合には、石綿含有産業廃棄物が破碎することのないような方法で、かつその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して収集運搬しなければなりません。

特別管理産業廃棄物の場合には、さらに次の基準に従わなければなりません。

- (7) 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにしなければなりません。また、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して収集運搬しなければなりません（ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合で、これら以外が混入するおそれのない場合を除きます。）。
- (8) 収集運搬を行う者は、特別管理産業廃棄物の種類と取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、これを携帯しなければなりません（ただし、運搬容器に当該事項が表示されている場合はこの限りではありません。）。
- (9) 感染性産業廃棄物は必ず運搬容器に収納して収集運搬しなければなりません。この運搬容器は、密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい構造でなければなりません。



収集運搬の際の積替え

- (1) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の積替え場所であることの表示がされている場所で行わなければなりません。
特別管理産業廃棄物の場合には、次の事項を表示しなければなりません。
- 特別管理産業廃棄物の積替え場所であること。
 - 積み替える特別管理産業廃棄物の種類
 - 積替え場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- (2) 積替え場所から産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散、流出、地下浸透及び悪臭の発生しないように必要な措置を講じなければなりません。
- 石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれがないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずるとともに、覆いや梱包等により石綿含有産業廃棄物の飛散防止措置を講ずること。
- (3) 積替え場所は、ねずみや害虫が発生しないようにしなければなりません。

特別管理産業廃棄物の場合には、さらに次の基準に従わなければなりません。

- (4) 積替え場所は、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれがないように仕切りを設けるなど必要な措置を講じなければなりません（ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合で、これら以外が混入するおそれのない場合を除きます。）。
- (5) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次の措置を講じなければなりません。
- 引火性廃油、P C B 汚染物、P C B 処理物は、容器に入れて密閉するなど揮発防止に必要な措置及びこれらが高温にさらされないために必要な措置
 - P C B 汚染物、P C B 処理物は、腐食防止に必要な措置
 - 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れて密閉するなど腐敗防止に必要な措置

収集運搬の際の保管

- (1) 保管は、積替えを行う場合を除き行うことはできません。なお、廃P C B等を除く特別管理産業廃棄物の場合には、次の基準に適合する積替えの場合に限り保管を行うことができます。
- あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - 搬入された特別管理産業廃棄物の量が、積替え場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
 - 搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- (2) 保管場所の周囲には囲いを設け、見やすい箇所に掲示板（60×60cm以上）を設置しなければなりません。
- 掲示板には、次の事項を記入しなければなりません。
- ① 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管場所である旨
 - ② 保管する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類（「石綿含有産業廃棄物」が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ④ 容器を用いずに屋外で保管する場合は積み上げられた高さのうち最高のもの
 - ⑤ 積替えのための保管上限の数量

3

(3) 保管場所から産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散、流出、地下浸透及び悪臭の発生しないように必要な措置を講じなければなりません。

- 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- 屋外において産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を容器を用いずに保管する場合には、積上げられた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の高さが環境省令（規則第1条の6）で定める高さを超えないこと。
- 石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずるとともに、覆いや梱包等により石綿含有産業廃棄物の飛散防止措置を講ずること。

(4) 保管場所には、ねずみや害虫が発生しないようにしなければなりません。

(5) 保管する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の数量は、当該保管場所の1日当たりの平均的な搬出量の7日分を超えないようにしなければなりません〔船舶を用いて産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を運搬する場合であって、当該産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）に係る当該船舶の積載量が、積替えのための保管上限を上回るときを除きます。〕。

特別管理産業廃棄物の場合には、さらに次の基準に従わなければなりません。

(6) 保管場所は、特別管理産業廃棄物にその他の物が混合するおそれがないように仕切りを設けるなど必要な措置を講じなければなりません（ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合で、これら以外が混入するおそれのない場合を除きます。）。

(7) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次の措置を講じなければなりません。

- 引火性廃油、P C B汚染物、P C B処理物は、容器に入れて密閉するなど揮発防止に必要な措置及びこれらが高温にさらされないために必要な措置
- P C B汚染物、P C B処理物は、腐食防止に必要な措置
- 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れて密閉するなど腐敗防止に必要な措置





3 廃棄物を自ら処分するときは…

排出事業者は、自ら産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を処分する場合は、次の基準に従わなければなりません。

（処理施設が、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（18頁参照）に該当する場合
には、都道府県知事の許可が必要です。）

〈法第12条第1項・第12条の2第1項〉

●産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の中間処分の基準は次のとおりです。

（令第6条第1項第2号・第6条の5第1項第2号）

- (1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散、流出しないようにし、収集運搬に伴う悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じなければなりません。
- (2) 収集運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講じなければなりません。
- (3) 保管場所の周囲には囲いを設け、見やすい箇所に掲示板（60×60cm以上）を設置しなければなりません。
掲示板には、次の事項を記入しなければなりません。
 - ①産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管場所である旨
 - ②保管する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類（「石綿含有産業廃棄物」が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - ③保管場所の管理者の氏名又は名称、連絡先
 - ④容器を用いずに屋外で保管する場合は積み上げられた高さのうち最高のもの
 - ⑤処分のための保管上限の数量
- (4) 保管場所から産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散、流出、地下浸透及び悪臭の発生しないように必要な措置を講じなければなりません。
 - 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - 屋外において産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を容器を用いずに保管する場合には、積み上げられた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の高さが環境省令（規則第1条の6）で定める高さを超えないこと。
 - 石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずるとともに、覆いや梱包等により石綿含有産業廃棄物の飛散防止措置を講ずること。
- (5) 保管場所は、ねずみや害虫が発生しないようにしなければなりません。
- (6) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理施設において適正な処分を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはいけません。
- (7) 保管する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の数量は、処理施設の1日当たりの処理能力の14日分を超えないようにしなければなりません。処理施設の定期点検等の場合には例外措置があります。（規則第7条の8）

処
分

3

処分

- (8) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を焼却（熱分解）する場合は、環境省令（規則第1条の7）で定める構造を有する焼却（熱分解）設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却（熱分解）しなければなりません。
- (9) 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行う場合には、環境大臣が定める方法により行わなければなりません。

特別管理産業廃棄物の場合には、さらに次の基準に従わなければなりません。

- (10) 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにしなければなりません（特別管理産業廃棄物の種類により、環境大臣が定める処分方法があります。）。
- (11) 積替え場所は、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれがないように仕切りを設けるなど必要な措置を講じなければなりません（ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合で、これら以外が混入するおそれのない場合を除きます。）。
- (12) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次の措置を講じなければなりません。
 - 引火性廃油、P C B 汚染物及びP C B 処理物は、容器に入れて密閉するなど揮発防止に必要な措置及びこれらが高温にさらされないように必要な措置
 - P C B 汚染物及びP C B 処理物は、腐食防止に必要な措置
 - 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れて密閉するなど腐敗防止に必要な措置

●産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の埋立処分の基準は次のとおりです。

（令第6条第1項第3号・第6条の5第1項第3号）

（埋立処分を行う最終処分場は、全て都道府県知事の許可が必要です。）

- (1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散、流出しないようにし、収集運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じなければなりません。
- (2) 収集運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講じなければなりません。
- (3) 埋立地には、ねずみや害虫が発生しないようにしなければなりません。
- (4) 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分の場所（有害な産業廃棄物の埋立地にあっては、有害な産業廃棄物の処分の場所）であることの表示がなされた場所で行わなければなりません。
- (5) 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用して行うことはできません。
- (6) 安定型産業廃棄物最終処分場では、安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物が混入・付着するおそれのないように必要な措置を講じなければなりません。また、工作物の除去等に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、十分な選別と分別により、熱しゃく減量5%以下とした後に埋め立てなければなりません。

※安定型産業廃棄物とは、以下のものをいいます。

- ・廃プラスチック類（自動車等破碎物、鉛はんだ使用廃プリント配線板等政令で定めるものを除く。）
- ・ゴムくず
- ・金属くず（自動車等破碎物、鉛はんだ使用廃プリント配線板等政令で定めるものを除く。）
- ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物、廃プラスチック類側面部、廃石膏ボード等政令で定めるものを除く。）
- ・がれき類



- (7) 有害な産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行わなければなりません。
- (8) 有害な産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋立地からの浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないように必要な措置を講じなければなりません。
- (9) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類に応じて、環境省令で定める基準や環境大臣が定める基準に従って埋立処分しなければいけません（令第6条第1項第3号～ム・第6条の5第1項第3号ニ～ネ）。
- (10) 埋立処分を終了する場合は、生活環境の保全上支障が生じないように埋立地の表面を土砂で覆わなければなりません。

特別管理産業廃棄物の場合には、さらに次の基準に従わなければなりません。

- (11) 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにしなければなりません。

処分

法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、「産業廃棄物処理責任者」を置かなければなりません。

また、処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、「技術管理者」を置かなければなりません。

〈法第12条第8項・第21条〉

●産業廃棄物処理責任者には、特に資格要件はありません。

●技術管理者の資格は次のとおりです。（規則第17条）

技術士法第2条第1項に規定する技術士	化学部門、水道部門、衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者
	上記以外の者であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の特別管理産業廃棄物管理責任者（10頁参照）	
これらと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者	

*一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者に関する講習を修了していれば、「同等以上の知識及び技能を有する者」と認めています。（経歴の要件を満たしている場合でも、この講習を修了することが望ましい。）

3

〈法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設〉

取り扱う産業廃棄物の種類、処理施設及び処理能力により、都道府県知事の許可を受けなければならない産業廃棄物処理施設のことをいいます。(令第7条)

なお、産業廃棄物処理施設は、環境省令で定める技術上の基準及び自らの維持管理計画に従って、設置及び維持管理を行わなければなりません。

産業廃棄物の種類	処理施設	処理能力
汚泥	脱水施設	10m ³ 超/日
	乾燥施設	10m ³ 超/日(天日乾燥は100m ³ 超/日)
	焼却施設	5m ³ 超/日又は200kg以上/時間又は火格子面積2m ² 以上
廃油	油水分離施設	10m ³ 超/日
	焼却施設	1m ³ 超/日又は200kg以上/時間又は火格子面積2m ² 以上
廃酸・廃アルカリ	中和施設	50m ³ 超/日
廃プラスチック類	破碎施設	5t超/日
	焼却施設	100kg超/日又は火格子面積2m ² 以上
木くず・がれき類	破碎施設	5t超/日
水銀・カドミウムなどの物質を含む汚泥	コンクリート固化化施設	全て
水銀又はその化合物を含む汚泥	ばい焼施設	//
汚泥・廃酸・廃アルカリに含まれるシアノ化合物	分解施設	//
廃石綿等・石綿含有産業廃棄物	溶融施設	//
廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	焼却施設	//
廃PCB等・PCB処理物	分解施設	//
PCB汚染物・PCB処理物	洗浄施設又は分離施設	//
産業廃棄物(汚泥・廃油・廃プラスチック・廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物を除く。)	焼却施設	200kg以上/時間又は火格子面積2m ² 以上
産業廃棄物	最終処分場	全て

i) これらの施設について、処理する産業廃棄物の種類、処理能力、位置や構造、維持管理計画を変更する場合には、知事の許可が必要です。
また、これら以外の変更を行う場合にも知事に届出を提出する必要があります。

ii) これらの施設を譲り受け又は借り受けるときは、知事の許可が必要です。

iii) これらの施設を設置している法人が合併または分割するときは、知事の認可が必要な場合があります。

iv) これらの施設を相続したときは、知事への届出が必要です。

v) 施設の稼動(予定)時間が8時間未満の場合には、1時間あたりの処理能力を8倍して1日当たりの処理能力を計算します。

vi) 一般廃棄物を処理する場合には、別途許可が必要です。

法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(※)を設置している事業者は、定期的に都道府県知事の検査を受けなければなりません。また、維持管理に係る計画及び維持管理に係る情報をインターネットその他の方により公表しなくてはなりません。

〈法第15条の2の2第1項、第15条の2の3第2項〉

(※) 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第1項の許可を受けた者に限ります。

●定期検査の期間は次のとおりです。(規則第12条の5の3)

使用前検査又は直近において行われた定期検査のいずれか遅い日から5年3ヶ月以内

●公表する情報は、規則第12条の7の2で規定されています。

●公表する期間は、規則第12条の7の3で規定されている当該日から起算して3年を経過する日の間とされています。



法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、毎年、処理実績報告書を提出しなければなりません。

〈細則第21条〉

●**産業廃棄物処理実績報告書は次のとおりです。** (細則第21条)

産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物処理実績報告書(細則様式第24号)を、事業場が所在する地域を管轄する健康福祉センターに提出しなければなりません。

法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している事業者又は事業外において自ら処分若しくは再生を行う事業者は、帳簿を備え、これを5年間保存しなければなりません。 〈法第12条第13項〉

●**産業廃棄物処理施設設置事業場の帳簿の記載事項等は次のとおりです。** (規則第8条の5)

- (1) 帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに前月中の事項の記載を終了していなければなりません。
- (2) 帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければなりません。
- (3) 帳簿には、事業場に設置されている産業廃棄物処理施設において処理される産業廃棄物の種類ごとに、次の事項を記載しなければなりません。

運 搬	1 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処 分	1 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分(埋立処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量
備 考	運搬、処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、それぞれの事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを見らかにすること。

法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設又は令24条第2号に定める施設を設置している事業者は、その施設において事故が発生し、生活環境保全上の支障が生じたとき(おそれがあるときを含む。)は、直ちに、応急措置を講ずるとともに、速やかに都道府県知事に届け出なければなりません。 〈法第21条の2第1項〉

安定型最終処分場・管理型最終処分場を設置している事業者は、埋立終了までの間、毎年、維持管理積立金を積み立てなければなりません。 〈法第15条の2の4〉

3

④廃棄物の処理を委託するときは…

排出事業者は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬又は処分を他人に委託する場合には産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業者に委託し、次の基準に従わなければなりません。

また、発生から最終処分までの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

〈法第12条第5項～第7項・第12条の2第5項～第7項〉

●産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の委託基準は次のとおりです。（令第6条の2・第6条の6）

(1) 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の運搬は、他人の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の運搬を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の運搬がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければなりません。

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処分は、他人の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処分を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処分がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければなりません。

(2) 運搬又は処分の委託契約は書面により行わなければなりません。また、委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていなければなりません。

- ①委託する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び数量
- ②委託契約書の有効期間
- ③委託者が受託者に支払う料金
- ④受託者が産業廃棄物収集運搬業者（特別管理産業廃棄物収集運搬業者）又は産業廃棄物処分業者（特別管理産業廃棄物処分業者）である場合にはその事業の範囲
- ⑤委託した産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の適正処理のために必要な情報
 - 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の性状及び荷姿に関する事項
 - 通常の保管状況下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項
 - 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - 次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、含有マークの表示に関する事項
 - ・廃パソコン・廃ユニット形エアコンディショナー
 - ・廃テレビジョン受信機・廃電子レンジ・廃衣類乾燥機・廃電気冷蔵庫・廃電気洗濯機
- ⑥石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨取り扱う際に注意すべき事項
- ⑦委託契約の有効期間中に前号の情報に変更があった場合の情報の伝達方法に関する事項
- ⑧受託業務終了時の受託者への報告に関する事項
- ⑨委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の取扱いに関する事項
- ⑩運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地



⑩運搬を委託するときで、受託者が委託契約に係る産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の積替え又は保管を行う場合には、

- 積替え又は保管の場所の所在地
- 保管できる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類
- 積替えのための保管上限
- 安定型産業廃棄物を委託する場合は、積替え保管場所で他の廃棄物と混合することの諾否に関する事項

⑪産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第15条の4の5第1項の許可を受け
て輸入された廃棄物であるときはその旨

⑫処分を委託するときは、処分の場所の所在地、処分方法及び施設の処理能力

⑬中間処分を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処
分に係る施設の処理能力

(3) 委託契約書には、次の書面を添付しなければなりません。

A 運搬を委託するとき

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の許可証の写し（出発地と到着地のもの）

B 処分を委託するとき

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可証の写し

(4) 委託契約書及び添付書面は、契約の終了の日から5年間保存しなければなりません。

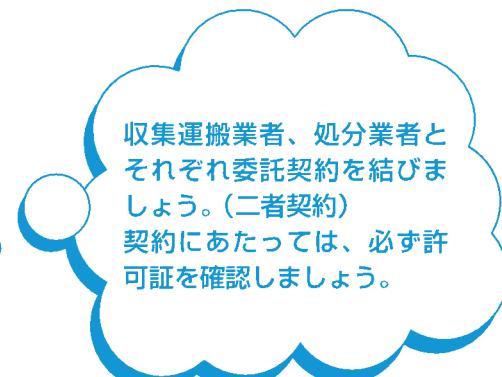
(5) 運搬又は処分の再委託を承諾している場合には、次の事項を記載した書面の写しを5年間保存
しなければなりません。なお、再委託は、原則として禁止されています。

- ①委託した産業廃棄物の種類及び数量
- ②受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- ③承諾の年月日
- ④再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号

特別管理産業廃棄物の場合には、さらに次の基準に従わなければなりません。

(6) 運搬又は処分を委託しようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を文書で通知しなければな
りません。

- ①特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- ②取り扱う際に注意すべき事項



※県外へ産業廃棄物を搬出するにあたり、搬出先の都道府県市との事前協議が必要な場合があります。

委
託

3

排出事業者は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理を委託する場合には、委託先を実地に確認しなければなりません。

〈条例第10条〉

●委託先の実地確認については次のとおりです。

◆実地確認を行う者

- 保管を伴う産業廃棄物の運搬を産業廃棄物収集運搬業者に委託する事業者
- 産業廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者に委託する事業者
 - ★処理を委託するに際してマニフェストの交付を要しない場合には、実地確認の必要はありません。
 - ★保管を伴う産業廃棄物の運搬を優良認定業者（※）に委託する場合には、実地確認の必要はありません。
 - ★産業廃棄物の処分を優良認定業者に委託する場合には、実地確認の必要はありません。

◆実地確認の方法等

○実地確認を行う時

- 産業廃棄物の処理を委託しようとするときには委託する前に実施
- 委託した後には1年に1回以上定期的に実施

○実地確認を行う処理施設

- 産業廃棄物処理の委託契約を結んだ委託先において、処理が実際に行われる処理施設
(積替え保管施設又は中間処理施設若しくは最終処分場)

○実地確認すべき事項

- 委託した産業廃棄物が処理される施設の状況、産業廃棄物の処理の状況
- 委託後の実地確認においては、帳簿等の書類の保存状況

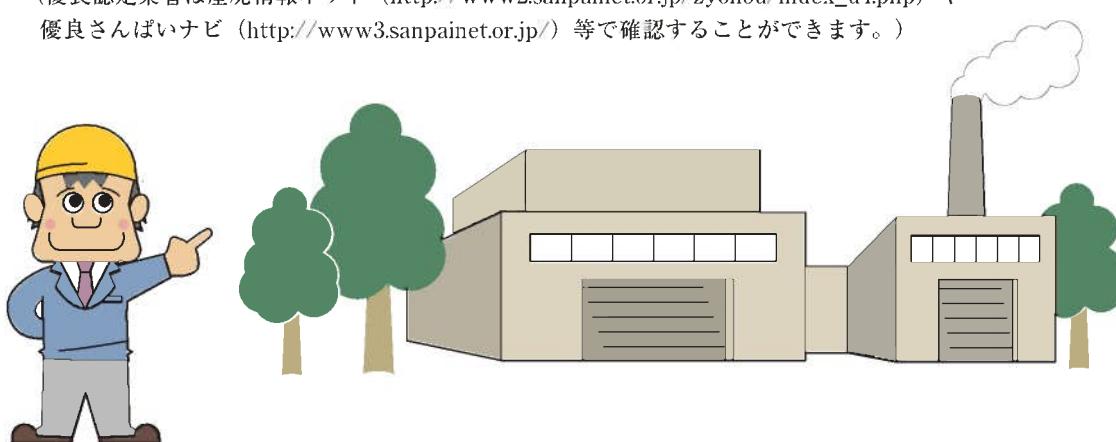
○実地確認の記録の保存

- 実地確認の結果を記録し、記録した日から5年間保存
- 県への報告は不要
- ★実地確認において確認することは、条例に詳細には定められていません。また記録の様式も定められていません。事業者は独自に具体的な確認事項や記録の様式を決めてください。

（※）優良認定業者とは、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）

に適合する者として、都道府県知事、政令市長が認定した産業廃棄物処理業者を指します。

（優良認定業者は産廃情報ネット（http://www2.sanpainen.or.jp/zyohou/index_u4.php）や
優良さんばいナビ（<http://www3.sanpainen.or.jp/>）等で確認することができます。）





排出事業者は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬又は処分を他人に委託する場合には産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者）に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付（又は登録）し、適正に最終処分されたことを確認しなければなりません。

〈法第12条の3・第12条の5〉

●マニフェストには、紙マニフェストと電子マニフェストとがあります。排出事業者は、これらのいずれかを選択して使用しなければなりません。

◆紙マニフェストの交付方法又は電子マニフェストの登録方法

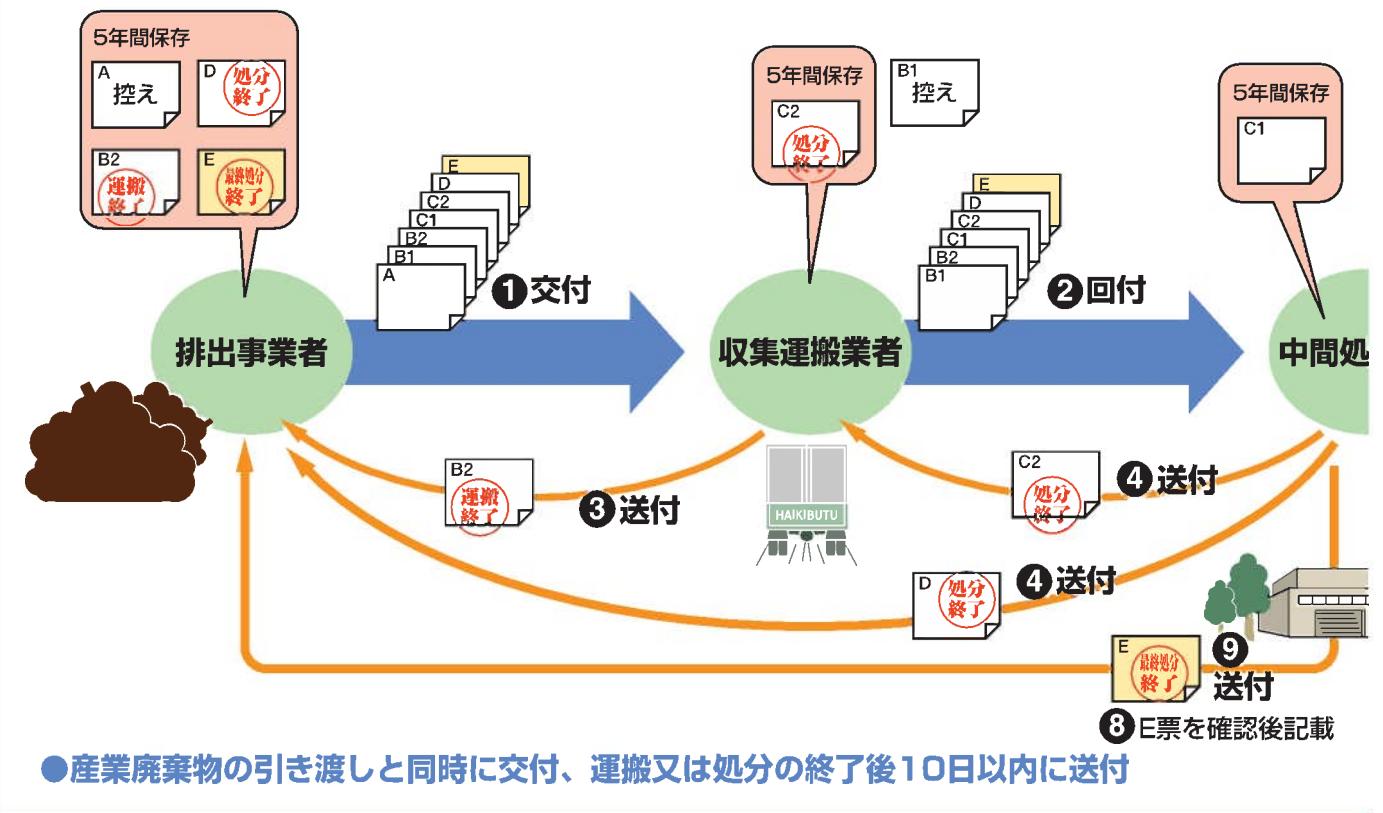
- (1) 産業廃棄物の種類ごとに交付（又は登録）
- (2) 運搬先が2箇所以上ある場合は、運搬先ごとに交付（又は登録）
- (3) 産業廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された（又は登録しようとする）事項と相違がないことを確認の上交付（又は登録）
- (4) 紙マニフェストの場合は、交付した管理票の控えを運搬受託者（処分受託者がある場合には処分受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間保管

●排出事業者の義務は次のとおりです。

委
託

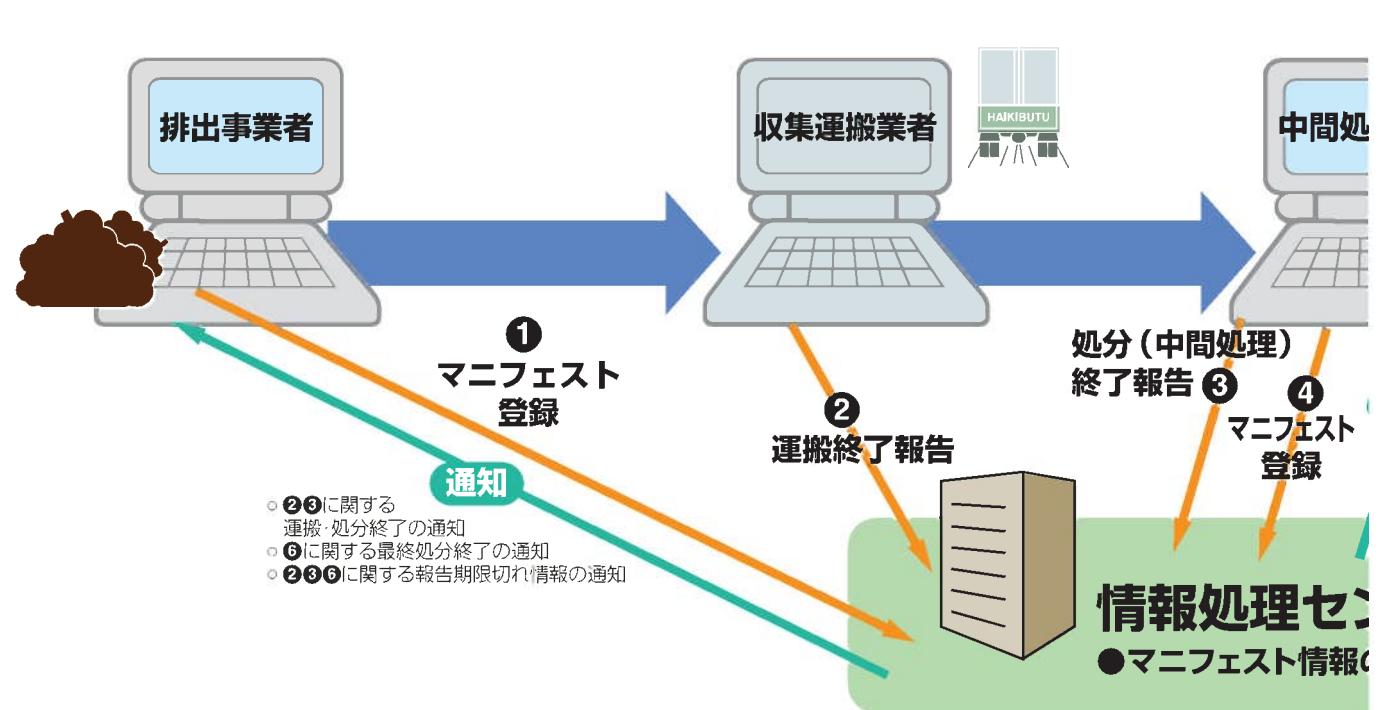
	紙マニフェスト	電子マニフェスト
確 認	運搬受託者又は処分受託者から送付される管理票の写しで確認	運搬終了又は処分終了の報告をパソコン等で確認
	次のいずれかの場合には、運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じ、30日以内に措置内容等報告書（紙マニフェストの場合は規則様式第4号、電子マニフェストの場合は規則様式第5号）により都道府県知事に報告	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 管理票交付（又は登録）の日から90日（特別管理産業廃棄物に係る管理票の場合は60日）以内に運搬受託者又は処分受託者から管理票の写しの送付を受けないとき。（又は終了の報告を受けていない通知を受けたとき。） ② 管理票交付（又は登録）の日から180日以内に最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けないとき（又は終了の報告を受けないとき。）。 ③ 記載漏れ又は虚偽記載の管理票の写しの送付を受けたとき（又は虚偽の内容の通知を受けたとき。）。 ④ 運搬受託者又は処分受託者から処理困難通知を受けた場合において、運搬受託者又は処分受託者から運搬又は処分が終了した旨の管理票の写しの送付を受けていないとき。 	
保 存	管理票を交付した日から5年間保存 管理票の送付を受けた日から5年間保存	不要（マニフェスト情報の保存は情報処理センターが行う。）
交 状 報	毎年4月から翌年3月までの1年間に交付した管理票の状況を6月30日までに産業廃棄物管理票交付等状況報告書（規則様式第3号）により都道府県知事に報告	不要 (都道府県への報告は情報処理センターが行う。)

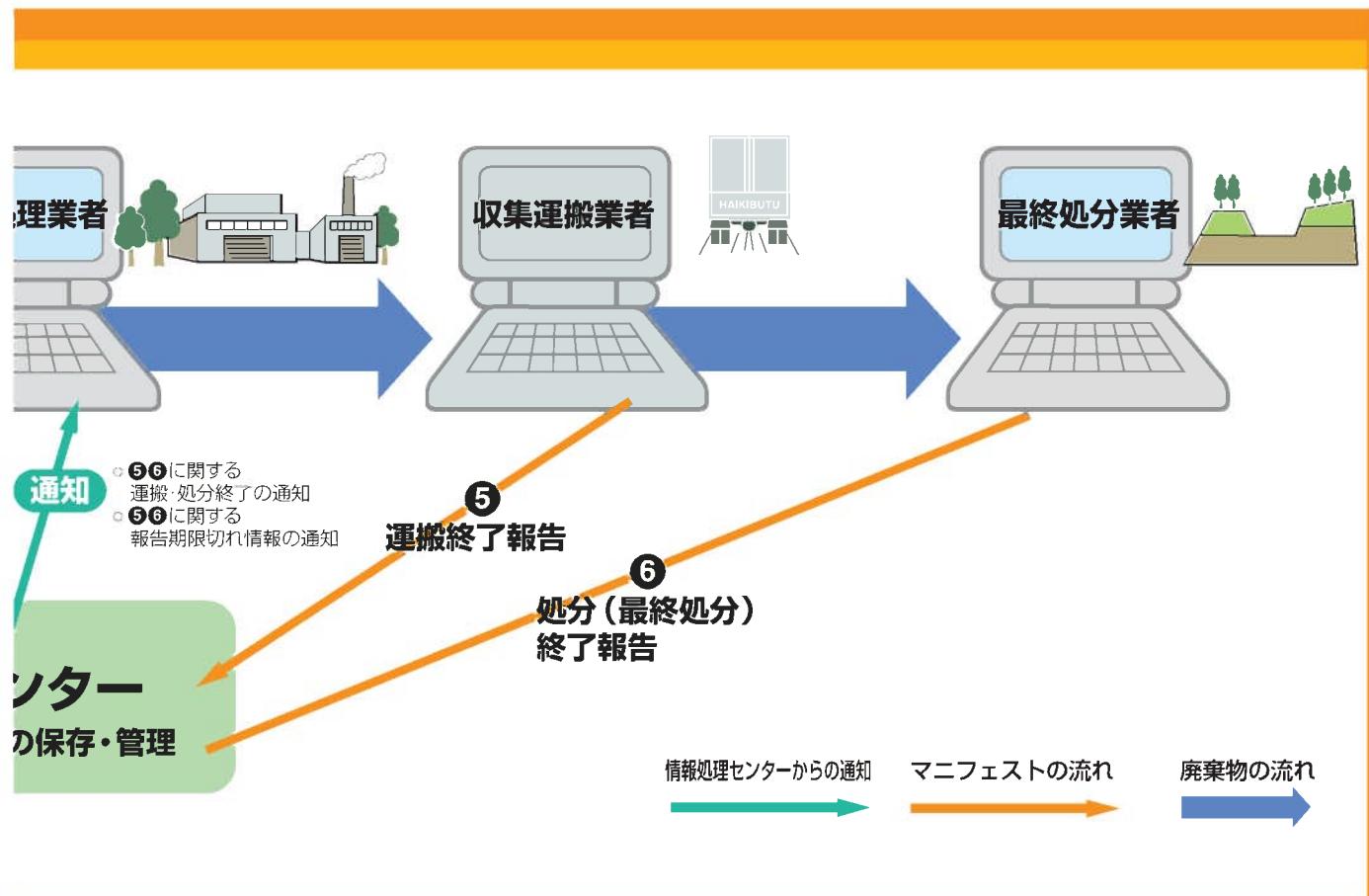
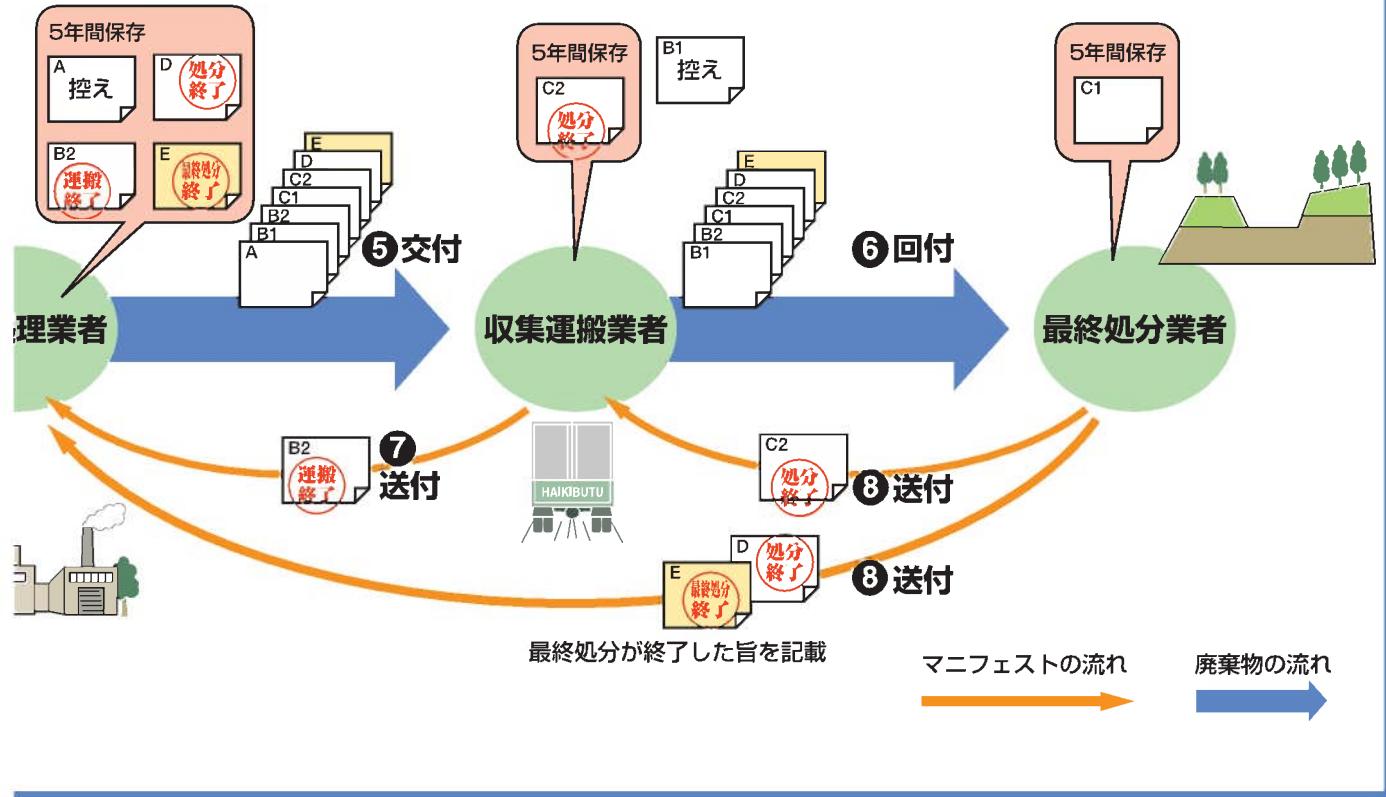
紙マニフェストの流れ



委
託

電子マニフェストの流れ





紙マニフェストの記載例

交付年月日	マニフェスト交付番号は10桁で あらかじめ印刷しております。	チェックティジットはコンピューターへの キー入力等におけるエラー検出に利用します。
排出業者の名称・住所等	産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票 20495922016	
委託する廃棄物の種類（古床古道具等は機械が該当する場合はその旨を記載） 廃棄物の分別コード番号は電子マニフェストと共に送れます。	マニフェストの氏名 (運営者の氏名又は会社名ではなく、実際の交付を担当した従業員の氏名)	
最終処分を行う場所の所在地 <p>最近処分を行った先の事業場の所在市町村名及び事業場の名称など、その他の部分が埋立区分される場合には、再生され、その他の部分が埋立区分される場合には、再生処理施設と最終処分場のいずれも記載しなければなりません。最終処分の予定地が複数である場合などは、別途委託契約書に記載されたとおりと記載し、これを省略することができます。)</p>	廃棄物を排出した事業場の名称・所在地等	
運搬業者の名称・住所等	数量（重量・体積など） (荷物に記載された量と異なる場合はその数量を記載)	
処分業者の名称・住所等	荷姿（バラ・ドラム缶・ポリ容器など）	
運搬業者の名称及び運搬担当者の受領確認 (運搬担当者が廃棄物の受領時に署名します。)	運搬や処分する際の注意事項	
<p>「運営の委託」「始まり登録」欄に、 それぞれの担当者が廃棄物を委託した際 氏名と会社名を記入</p> <p>（有）△△環境 中田○介 ○○有機（株） 佐藤○作</p>		

引き渡しの際には…

- ・A票に必要事項を記入します。
- ・運搬の受託欄に会社名・担当者の氏名が記入されたことを確認した後に、控え「A票」を受け取り、確実に保存します。

「B2票」「D票」「E票」が
戻ったときに、「A票」のこの欄に
日付を記入します。

※建設系廃棄物には専用の「建設系廃棄物マニフェスト」もあります。

紙マニフェスト購入等のお問い合わせ先／
(公社)静岡県産業廃棄物協会 (☎054-255-8285)

委
託

電子マニフェストの登録画面

排出事業者がマニフェスト情報を情報処理センターに登録する画面

電子マニフェストお問い合わせ先／
(公財)日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センター
(☎03-5275-7023) (<http://www.jwnet.or.jp>)
または (公社)静岡県産業廃棄物協会
(☎054-255-8285)



5 マニフェストを交付した時は…報告

前年度にマニフェストを交付した者は、当該管理票に関する報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければなりません。

〈法第12条の3第7項〉

●マニフェストの交付状況報告の内容は次のとおりです。

(規則第8条の27)

- (1) 報告をする人は、前年度1年間に産業廃棄物の処理を委託して、マニフェストを交付した事業者（二次マニフェストを交付した中間処理業者を含む。）です。
- (2) 報告する内容は、交付したマニフェストに記載されている項目のうち、廃棄物の種類、排出量、収集運搬及び処分受託者等について、各事業場ごとに1年分をまとめて報告します。報告の対象となる期間は、前年度の4月1日から3月31日までです。
- (3) 報告の様式（提出するもの）は、静岡県電子様式第3号（MS-エクセル様式）をしづおか電子申請サービスを利用し電子データで提出するか、静岡県様式第3号（規則様式第3号（規則第8条の27）の静岡県版）を紙で提出してください。
- (4) 提出先は、事業場が所在する地域を管轄する健康福祉センターの環境課又は廃棄物課です。ただし、静岡市又は浜松市に所在する事業場分は、それぞれの市長に提出してください。
- (5) 電子マニフェスト利用事業者は、電子マニフェストで交付したものについては、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが報告義務者になりますので、報告の必要はありません。ただし、紙マニフェストを併用している場合は、紙マニフェスト分について報告をしなければなりません。
- (6) 詳しくは、静岡県廃棄物リサイクル課のホームページの「産廃掲示板」をご覧ください。

報
告

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（例）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書									
平成23年3月31日									
静岡県知事 川勝 平太 殿				報告者		FAX番号			
(静岡東部・中部・西部) 健康福祉センター 20にて勤めてください。				住所	横浜市港北区○○三丁目○○番○○号	氏名	株式会社 横浜産業		
				(法人名等及び 代表者の氏名)	代表取締役 斎藤太郎				
				電話番号	045-0000-0000				
産業廃棄物の処理及び保管に従事する法律第12条の3第7項に基づき、平成23年度の産業廃棄物管理票に開示する報告者を提出します。									
事業場の名称		横浜市港北区新横浜○○○番地		業種	混合工事業 (アグリカルチャー)				
事業場の所在地		〒4380001 横浜市港北区新横浜○○○番地		郵便番号	437-00-0000	区分工事業	(アグリカルチャー)		
番 号	産業廃棄物の種類 (t)		積理票の 登録番号	廃棄受託者の 登録番号	廃棄受託者の 業種又は活動	運送先の住所 (都道府県) 登録番号	専分受託者 の登録番号	専分受託者の 業種又は活動	専分場所 の登録番号
	1 废プラスチック類 (ヨード：10000t)		0.005	20	123456	株式会社 横浜 産業	123456		
	2 ガラス (ヨード：10000t)		0	1	(5) 0	自社	123456	株式会社 横浜 産業	123456
	3 がれき類 (ヨード：10000t)		(4) 200	10	(6) 345678	産業物太郎	1234567890 1234567890	株式会社 清水 産業	1234567890
備考									
1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに発行した産業廃棄物管理票について記入する旨を日までに提出すること。 2 例) 「承認済み(既合意)」の区域に、設置が切掛けであり、又は原产地が一定しない事業場が2つ以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。 3 産業廃棄物の届出者が未登録ごとに記入すること。 4 事業場に1箇所で複数の区分を記入すること。 5 異種又は他分じて産業廃棄物に不適合な産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の相違」の欄にその旨を記載するとともに、各項目について右欄と左欄を併記すること。 6 専分場所の住所は、運送先の住所と同じ場合には記入する必要はないこと。 7 専分場所を記入する場合は、専分場所の住所と同一の区域に記入すること。									

日本工業規格 A形4番

3

6 多量の廃棄物を排出しているときは…**計画**

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000t以上（特別管理産業廃棄物の場合は50t以上）である事業場を設置している事業者は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画を作成し、都道府県知事に提出しなければなりません。

また、翌年度には、その実施状況を報告しなければなりません。

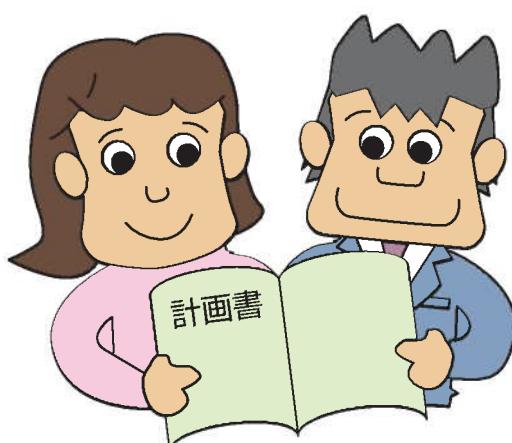
〈法第12条第9項～第11項・第12条の2第10項～第12項〉

●産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画の内容は次のとおりです。

(規則第8条の4の5～7・第8条の17の2～4)

- (1) 多量排出事業者は、産業廃棄物処理計画書（規則様式第2号の8）又は特別管理産業廃棄物処理計画書（規則様式第2号の13）を当該年度の6月30日までに都道府県知事に提出しなければなりません。
- (2) 多量排出事業者は、(1)の計画書を提出した場合、その計画の実施状況について産業廃棄物処理計画実施状況報告書（規則様式第2号の9）又は特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（規則様式第2号の14）を翌年度の6月30日までに都道府県知事に提出しなければなりません。
- (3) 多量排出事業者から提出された計画書及び報告書は、都道府県知事によりインターネット上に公表されます。

計
画





7 不法投棄等に利用されないための土地の適正管理

土地を所有、占有又は管理する排出事業者は、産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするために、その土地を適正に管理する義務があります。

〈法第5条第2項、条例第6条、第18条、第19条〉

- 土地を他人に使用させる場合であって、産業廃棄物の処理が予想されるときは、あらかじめその使用方法を、また定期的にその使用状況を確認しなければなりません。
- その土地で産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を県に通報するとともに、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。





名称	電話番号	所在地	管轄地域
環境局 廃棄物リサイクル課	054-221-2424	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	
賀茂健康福祉センター 環境課	0558-24-2053	〒415-0016 下田市中531-1	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町 松崎町・西伊豆町
東部健康福祉センター 廃棄物課	055-920-2106	〒410-8543 沼津市高島本町1-3	沼津市・熱海市・三島市・富士宮市・伊東市 富士市・御殿場市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市 函南町・清水町・長泉町・小山町
中部健康福祉センター 環境課	054-644-9288	〒426-8664 藤枝市瀬戸新屋362-1	島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市・吉田町 川根本町
西部健康福祉センター 環境課	0538-37-2248	〒438-8622 磐田市見付3599-4	磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・御前崎市 菊川市・森町

静岡市 廃棄物対策課	054-221-1363	〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1	静岡市
浜松市 産業廃棄物対策課	053-453-6110	〒432-8023 浜松市中区鶴江3丁目1-10	浜松市

静岡市・浜松市域において、産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、各市に問い合わせてください。

不法投棄110番	054-221-3810	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 環境局廃棄物リサイクル課内	静岡県内
----------	---------------------	---	------



静岡県 くらし・環境部

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 TEL.054-221-2424

静岡県廃棄物リサイクル課のホームページ

静岡県廃棄物リサイクル課

検索

(URL) <http://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-040/index.htm>

平成27年3月印刷